第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】(7)

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】(8)

２【事業の内容】(9)

第３【事業の状況】

１【事業等のリスク】(10)

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(11)

３【重要な契約等】(12)

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(13)

①【株式の総数】

授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）

②【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計	－		－	－

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(14)

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

⑶【発行済株式総数及び資本金の推移】⑮

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）

⑷【大株主の状況】⑯　　年　　月　　日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）

計	―		

２【役員の状況】⑰

第５【経理の状況】⑱

１【中間財務書類】⑲

２【その他】⑳

第６【外国為替相場の推移】㉑

１【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別						
最高（円）						
最低（円）						
平均（円）						

２【最近日の為替相場】

円（　年　月　日）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１【保証の対象となっている社債】㉒

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉓

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日に関東財務局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に関東財務局長に提出

⑵【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】㉔

第２【保証会社以外の会社の情報】㉕

１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

２【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第３【指数等の情報】㉖

１【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

２【当該指数等の推移】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

a　記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがた

いやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

b　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

c　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d　本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

e　「第一部　企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

f　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

g　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。

⒜　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。

⒝　有価証券報告書に財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

⒞　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては⒜に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては⒝に準じて記載すること。

②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、⒜に準じて記載すること。

h　提出会社が法第２条第２項第４号に掲げる権利の発行者である場合における「第一部　企業情報」に掲げる事項は、⑺から⑵⑴までに準じて記載すること。

i　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑵　会社名

原語名を括弧内に記載すること。

⑶　代表者の役職氏名

半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

⑷　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下⑷において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑸　事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けているものの氏名を記載すること。

⑹　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

⑺　本国における法制等の概要

当中間会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。

⑻　主要な経営指標等の推移

第四号の三様式記載上の注意⑸に準じて記載すること。

⑼　事業の内容

第四号の三様式記載上の注意⑹に準じて記載すること。

⑽　事業等のリスク

第四号の三様式記載上の注意⑺に準じて記載すること。

⑾　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第四号の三様式記載上の注意⑻に準じて記載すること。

⑿　重要な契約等

第四号の三様式記載上の注意⑼に準じて記載すること。

⒀　株式の総数等

第七号様式記載上の注意㈣に準じて記載すること。

⒁　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a　当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b　「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式１株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

⒂　発行済株式総数及び資本金の推移

a　当中間会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、資本金の増減については、その増減の金額が当中間会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、中間会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基

づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c　新株予約権を発行している場合には、当中間会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

d　当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

⑯　大株主の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b　中間会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に 10 名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の 100 分の１未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

⑰　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下⑰において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

b　異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

c　新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、所有株式の種類及び数並びに就任年月日を記載すること。

d　退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

e　役員の役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。

⑱　経理の状況

中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項、第２項又は第４項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑲　中間財務書類

a　次の中間財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照

表、中間損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

① 当該地域において中間連結財務諸表のみを開示している場合　中間連結財務諸表

② 当該地域において中間財務諸表のみを開示している場合　中間財務諸表

③ 当該地域において中間連結財務諸表と中間財務諸表の両者を開示している場合　中間連結財務諸表

(b) 財務諸表等規則第328条第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b 当中間会計期間に係る中間財務書類と前年同中間会計期間に係る中間財務書類（連結財務諸表規則第96条又は財務諸表等規則第130条に規定する比較情報が含まれる場合については当中間会計期間に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

⑳ その他

a 当該中間会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当中間会計期間に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

㉑ 外国為替相場の推移

中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

㉒ 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

㉓ 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

c 「②　臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

d 「③　訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書

であるのかを併せて記載すること。

⑵4　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

ａ　提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

ｂ　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（ｃにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

ｃ　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、ｂにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ｄ　ｂ又はｃにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

⑵5　保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第３項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

ａ　「１　当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

ｂ　「２　継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「３　継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

⑵6　指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

ａ　「１　当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

ｂ　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。